



最高裁判所判事
小池 こいけ

昭和二六年七月三日生

裕

A black and white portrait photograph of Dr. Toshiaki Kondo, a man with glasses and a suit, looking directly at the camera.

最高裁判所判事
とくらさぶろう 戸倉三郎

A black and white portrait of Dr. Toshiaki Kondo, a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie.

最高裁判所判事
やま ぐち

104

A black and white portrait of a man, identified as Judge Kaneyuki Kanno. He is wearing a dark suit jacket over a white shirt and a patterned tie. The background is plain and light-colored.



最高裁判所判事
かん の ひろ ゆき
菅野 博之

三日生

裁判官としての心構え

六 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、令状がなければ行うことができないとした（全員一致）。

社会情勢が大きく変動し、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が厳しさを増しています。様々な対立が生み出す紛争等について、証拠に基づく実証性と法に基づく論理性をもって、検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、より重要なものになつてゐると思います。常に中立公正であることを心に刻み、社会事象をできるだけ幅広くとらえ、多様な考え方の違いを受容し、正義にかなう適切妥当な判断をすることを目指して力を尽くしたいと考えています。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷決定

訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをすることができる額を、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乗じて定めるべきものとした原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある（全員一致）。

二 平成二九年九月一二日 第三小法廷決定

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではない（全員一致）。

三 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、議員定数分配規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない（多数意見）。

裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続に

二 平成二九年七月二〇日 第一小法廷決定

既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず
に終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民
事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七三条の規定に基
づいて定めるべきである（全員一致）。

三 平成二九年七月二十四日 第一小法廷判決

認定司法書士が委任者を代理して裁判外の和解契約を締結す
ることが弁護士法七二条に違反する場合であっても、当該和解
契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反
の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とは
ならない（全員一致）。

四 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員
定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、
平成二七年の公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区し
て、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人
口の最大較差が二・九七倍（選挙当時の選挙人数の最大較差は
三・〇八倍）にまで縮小し較差のは是正が図られたこと、前記改

二 平成二九年三月一五日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行うことができない強制処分である（全員一致）。

三 平成二九年四月二六日 第二小法廷決定

行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきであるとした上、その際の考慮要素と判断方法を示した（全員一致・裁判長）。

四 平成二九年七月一〇日 第二小法廷判決

特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかつたにもかかわらず、その後特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うこととは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不当に遅延させるものとして、許されない（全員一致）。

五 平成二九年九月一五日 第二小法廷判決

教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行った元職員等に対する求償権の一部を行使しないことは違法ではないとした原審の判断には、違法がある（全員一致・裁判長）。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え

一 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制の処分である（全員一致）。

二 平成二九年七月二〇日 第一小法廷決定
既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せずに終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七二条の規定に基づいて定めるべきである（全員一致）。

三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決
認定司法書士が委任者を代理して裁判外の和解契約を締結することが弁護士法七二条に違反する場合であつても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない（全員一致）。

四 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二七年の公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が二・九七倍（選挙当時の選挙人数の最大較差は三・〇八倍）にまで縮小し較差の是正が図られたこと、前記改正法の附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることから、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたということはできない（多数意見）。

二 平成二九年三月一五日 大法廷判決

車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行うことができない強制処分である（全員一致）。

三 平成二九年四月二六日 第二小法廷決定

行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきであるとした上、その際の考慮要素と判断方法を示した（全員一致・裁判長）。

四 平成二九年七月一〇日 第二小法廷判決

特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかつたにもかかわらず、その後特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うこととは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不當に遅延させることのものとして、許されない（全員一致）。

五 平成二九年九月一五日 第二小法廷判決

教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行つた元職員等に対する求償権の一部行使しないことは違法ではないとした原審の判断には、違法がある（全員一致・裁判長）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえない、右規定は、憲法に違反するに至つていたとはいえない（多数意見）。

